

本校における令和 6 年度滋賀県奨学資金の取り扱いについて（募集概要）

制度名	令和 6 年度滋賀県奨学資金	
実施者名	滋賀県教育委員会事務局高校教育課	
目的	滋賀県奨学資金貸付制度は、高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与し、もって有為な人材を育成することを目的としています。 （「滋賀県奨学資金の案内（令和 6 年度版）」『 1 制度の趣旨・目的』より抜粋）	
種類	【奨学金の種類】（返済する必要があります。） ・奨学金 ・入学資金 ・電子計算機購入資金	
対象者	【対象者、貸与金額】 次ページの募集チラシ又は滋賀県教育委員会ホームページをご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/syogaku/shikin/105626.html	
貸与金額	次ページの募集チラシ又は滋賀県教育委員会ホームページをご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/syogaku/shikin/105626.html （トップ > 入試・進路・修学支援 > 奨学資金に関すること > 滋賀県奨学資金）	
手続きの流れ	① 資料請求	滋賀県 HP または本校事務室にて申請に必要な書類を請求します。 〈資料請求期間〉 2024 年 4 月～随時
	② 申請書類の提出	募集要項に基づき、申請に必要な書類を準備します。 〈申請受付期間〉 2024 年 4 月 1 日（月）～随時
	③ 審査	滋賀県教育委員会事務局にて貸与の可否について審査されます。
	④ 審査結果の通知	本校を通じて審査結果が通知されます。 （申請後、概ね 2 ヶ月程度）
注意事項	・奨学金は、新規申請者が申請した月の翌月分からの貸与となります。 ・2024 年 4 月分からの貸与をご希望の場合は 2024 年 4 月 17 日（水）までに申請書類をご提出ください。 ・期限までにご提出いただいた場合でも、記入誤りや添付書類漏れがあった場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。 ・申請は本制度の予算の範囲内で随時受け付けられますが、予算を超過した場合は貸与不可となる場合や募集が中止されることがあります。	
申請書類提出先 問い合わせ先	立命館守山中学校・高等学校事務室 窓口 ※事務室受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 （但し、学校行事等により変更となることがあります。）	

滋賀県奨学資金の募集について

滋賀県教育委員会

滋賀県では、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒の皆さんに、奨学資金の貸与を行っています。

◆貸与の主な要件

- 高等学校等に在学する者
- 経済的な理由により、修学することが困難な者(所得基準あり)
- 保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住する者
- 条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていない者

◆貸与額・返還等

区分		自宅通学者	自宅外通学者
奨 学 金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円
	私立	30,000円	35,000円
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立の別はありません)	
	私立加算	入学金相当額(限度額 150,000円) ※私立のみ	
電子計算機購入資金 (1回のみ)	限度額 150,000円 (学校の授業等で使用するタブレット端末やパソコンの購入等に要する費用相当額) ※電子計算機購入資金のみの貸与も可能です。		

申請時期	随時
貸与期間	年3回 (入学資金は、最初の奨学金の貸与と併せて貸与。電子計算機購入資金は決定後、随時貸与。)
利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは、遅延利息が課されます。)

返還期間	貸与期間終了後、6か月を経過したときから10年以内(最長120回の月賦) ※在学期間中等は、申請により返還猶予可能。
返還方法	月賦、半年賦または年賦での返還方法による均等返還。(繰上返還可能)
返還を滞納した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息が課されます。 貸付金の一括返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。

◆留意事項

- ※ 滋賀県奨学資金は、貸付金です。**貸与終了後は、全額を返還する必要があります。**
お申し込みの際は、返還する時のことも十分検討の上、お申し込みください。
なお、返還された奨学資金は、後輩生徒の皆さんの奨学資金に活用されます。
- ※ 在学中の貸与継続を希望される場合も、毎年度申請いただき、その都度、貸与の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ※ 申請にあたっては、連帯保証人(保護者1名)が必要です。

◆お問い合わせ

奨学資金の詳細については、在学する高等学校等にお問い合わせください。

【新制度】奨学金返還支援制度について

令和6年度より、県内の高等学校等に在学する生徒を対象とした
奨学金返還支援制度を新設します。

◆制度の対象となる者

対象者	①滋賀県奨学資金制度(奨学金部分)に基づき県から貸与を受ける者 ②県内の下記対象校種の学校に在学している者 ③成績評定平均値が3.5以上である者(1学期・2学期の成績) ④世帯の前年の収入の年額または世帯の当該年の収入の年額の見込額が非課税世帯相当(生活保護法による世帯の需要の年額の0.8倍以下)である者
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程

◆支援内容

奨学金貸与額(月額18,000円～35,000円)の1/2を返還支援
※県が返還支援金を交付。対象者は卒業後残額のみを返還していただきます。

◆申し込み方法

4月以降、奨学資金貸与申請時にあわせて返還支援申請書に必要事項を記入し、在学する高等学校等を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。

◆問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課 電話番号:077-528-4587

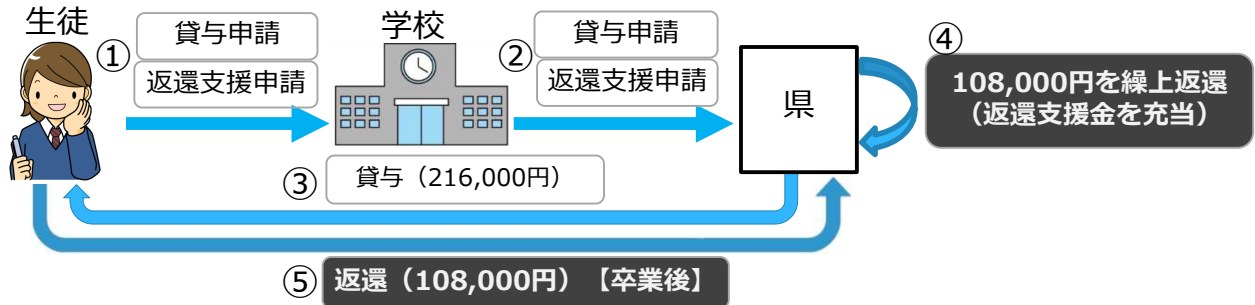
※裏面Q&Aもご参照ください。

■奨学金返還支援制度にかかるQ&A

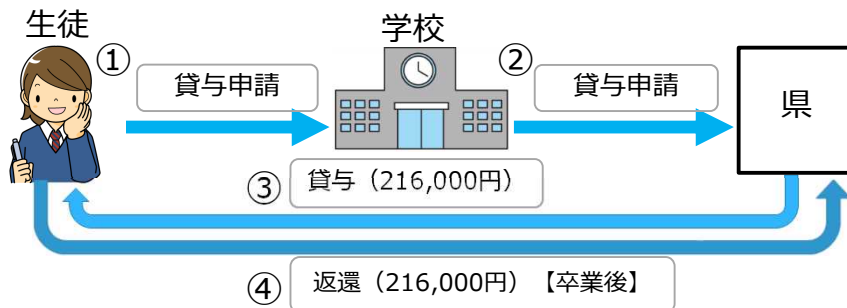
Q1.返還支援金というのは、奨学資金の貸与とは別に生徒や保護者が受給できるのでしょうか。
手続きの流れはどのようなもののでしょうか。

A. 返還支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

【モデルケース】(公立(自宅) 月額18,000円 4月～3月貸与)における手続きの流れは以下の通りです。



《参考》【通常】(返還支援の対象とならない場合)



Q2.返還支援の対象となる場合、どのようなスケジュールになりますか。

A. 現時点では以下のスケジュールを予定しております。(4月から貸与を受ける方の例)

4月	貸与申請、返還支援申請
5月	貸与決定通知、4～8月分貸与実施(1回目)
9月	9～12月分貸与実施(2回目)
12月	成績評定平均値根拠書類提出(学校⇒県)
1月	1～3月分貸与実施(3回目)
2月	返還支援決定通知
3月	貸与額の1/2について繰上返還(返還支援金を充当(県で手続き実施))

Q3.一度返還支援対象者となれば、卒業までずっと対象になりますか。

A. Q2のようなスケジュールで毎年度対象者を決定しますので、1年生で対象となっても、2年生の時点で要件を満たさない場合には、2年生での貸与は返還支援の対象とはなりません。
また逆に、1年生で返還支援の対象とならなかった場合でも、2年生の時点で要件を満たす場合には、2年生での貸与は返還支援の対象となります。